

議案第13号

西脇市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

西脇市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

令和6年2月26日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

「糖尿病内科」及び「老年内科」の新設に伴い、所要の改正を行う
必要があるため。

西脇市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

西脇市病院事業の設置等に関する条例（平成17年西脇市条例第 116号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(経営の基本) 第3条 (略) 2 (1)～(7) (略) (8) <u>糖尿病内科</u> (9) <u>老年内科</u> (10)～(28) (略) 3	(経営の基本) 第3条 (略) 2 (1)～(7) (略) (新設) (新設) (8)～(26) (略) 3 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。